

官報

號外 昭和十三年三月二十三日

○第七十三回貴族院議事速記録第二十八號

帝國議會

昭和十三年三月二十二日(火曜日)午前十時
二十九分開議

議事日程 第二十八號

昭和十三年三月二十二日

午前十時開議

第一 陸上交通事業調整法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 工作機械製造事業法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ

支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラ

レタルモノノ身分取扱ニ關スル法律

案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 昭和十一年勅令第二十一號廢止

法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

ス

(石橋書記官朗讀)

一昨二十日議決ニ係ル議員男爵金子有道君
ニ對スル弔辭ハ即日之ヲ贈レリ

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案
ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ
通知セリ

石油資源開發法案

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ
氏名左ノ如シ

飼料配給統制法案特別委員會

委員長 子爵増山 正興君

副委員長 男爵杉溪 由言君

兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變

ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ

身分取扱ニ關スル法律案特別委員會

委員長 男爵菊池 武夫君

副委員長 坂西利八郎君

支那事變特別稅法案特別委員會

委員長 子爵前田 利定君

副委員長 男爵松岡 均平君

硫酸アンモニア増産及配給統制法案特別

委員長 公爵鷹司 信輔君

副委員長 伯爵後藤 一藏君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

陸上交通事業調整法案可決報告書

工作機械製造事業法案可決報告書

兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變

ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ

身分取扱ニ關スル法律案可決報告書

昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案可

決報告書

同日議員ヨリ左ノ質問主意書ヲ提出セリ依

テ即日之ヲ政府ニ轉送セリ

度量衡制度改正ニ關スル質問主意書(侯

爵細川護立君外二十名提出)

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會

議ヲ開キマス、一昨二十日、侯爵細川護立

君外二十名ヨリ提出セラレマシタ度量衡制

度改正ニ關スル質問主意書ニ付、其ノ趣意

ヲ說明致シ度キ旨ノ申出ガゴザイマシタ、仍

テ其ノ說明ヲ御許シ致シマス、柳原伯爵

(左ノ主意書ハ朗讀ヲ經サルモ參

照ノタメ茲ニ載録ス)

度量衡制度改正ニ關スル質問主意

書

一、客年八月貴族院議員ヨリ提出ノ質問

書ニ對シ政府ハ「度量衡制度及其ノ運

用ノ問題ハ國防上産業上竝一般國民生

活上重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ度量

衡制度調査會ノ答申ヲ俟テ速ニ我國度

量衡制度ノ確立ヲ圖ルコトトシ度キ」

旨答辯セラレタリ、然ル處該調査會ハ

「現行度量衡制度實施ノ成績ニ鑑ミ速

ニ「メートル」法ノ外尺貫法ヲ併用スル

コトニ改ムルヲ可ト認ムル」旨ヲ答申

シタリ、仍テ政府ハ前記ノ趣旨ニ基キ

併用ノ制ヲ樹立スル爲速ニ度量衡法

改正法律案ヲ提出セラルルヲ妥當ト認

ム

右ニ對スル政府ノ所見如何

二、尺貫法ハ國民精神生活ノ根源タル祭

祀ト緊密ナル關係ニ在ルハ度量衡制度

調査會ノ答申ノ如シ、斯ノ如ク古來祭

祀ニ使用セラルル度量衡タル尺貫法ハ

「メートル」法ト同様之ヲ度量衡法ニ明

記スベキ特殊ノ必要アリト認ム

右ニ對スル政府ノ所見如何

三、客年八月ノ質問書ニ對シ政府ハ「社

會ノ實情ニ鑑ミ尺貫法教授ノ分量ヲ増

加シ日常生活ニ支障ナキヤウ努メ尙文

部省トシテハ今後度量衡制度調査會ニ

於ケル調査審議ノ結果ヲ俟チ尙右質問ノ

趣旨ニ付テモ充分考慮ノ上教育上萬遺

憾ナキヲ期セムトスル」旨答辯セラレ

タルガ該調査會ヨリハ前記ノ如キ答申

アリタルヲ以テ其ノ趣旨ニ基キ教育ノ

方針モ更ニ改善ノ要アリト認ム

右ニ對スル政府ノ所見如何

官報號外

昭和十三年三月二十三日

貴族院議事速記録第二十八號

議長ノ報告

度量衡制度改正ニ關スル質問

右議院法第四十八條ニ依リ及質問候也

昭和十三年三月二十日

提出者

侯爵細川 護立 侯爵德川 義親

伯爵松本 宗隆 伯爵柳原 義光

子爵青木 信光 子爵岡部 長景

三上 參次 松井 茂

男爵千秋 季隆 小原 直

内田 重成 男爵黑田 長和

男爵井田 磐楠 男爵渡邊 汀

山岡萬之助 加藤政之助

小久保喜七 土方 久徵

金杉英五郎 上松 泰造

絲原武太郎

贊成者

公爵德川 家達 公爵島津 忠重

公爵一條 實孝 公爵山縣 有道

公爵伊藤 博精 公爵岩倉 具榮

侯爵山内 豐景 侯爵池田 仲博

侯爵四條 隆愛 侯爵淺野 長之

侯爵中御門經恭 侯爵大隈 信常

侯爵久我 通顯 侯爵小村 捷治

伯爵副島 道正 伯爵山田 英夫

伯爵酒井 忠正 男爵坂本 俊篤

男爵大井 成元 子爵梅小路定行

子爵松平 直平 子爵冷泉 爲勇

子爵伊集院兼知 男爵安保 清種

子爵白川 資長 子爵池田 政時

子爵西大路吉光 子爵今城 定政

子爵高倉 篤麿 子爵豐岡 圭資

子爵秋月 種英 子爵片桐 貞央

子爵三室戶敬光 子爵清岡 長言

子爵西四辻公堯 子爵松平 保男

子爵戶田 忠庸 子爵新庄 直知

子爵立花 種忠 子爵水無瀬忠政

子爵松平 乘統 子爵八條 隆正

子爵保科 正昭 子爵西尾 忠方

子爵井上 勝純 子爵富小路隆直

子爵裏松 友光 子爵秋田 重季

子爵戶澤 正己 子爵高橋 是賢

子爵實吉 純郎 子爵蒔田 廣城

子爵梅園 篤彦 子爵安藤 信昭

子爵毛利 元恒 子爵土岐 章

子爵大岡 忠綱 子爵三島 通陽

子爵京極 高修 子爵増山 正興

子爵綾小路 護 佐藤 三吉

木場 貞長 鈴木喜三郎

水野鍊太郎 犬塚勝太郎

織田 萬 小山 松吉

男爵紀 俊秀 男爵千田 嘉平

小幡 西吉 中川 健藏

男爵菊池 武夫 男爵東久世秀雄

出淵 勝次 林 頼三郎

松村眞一郎 後藤 文夫

和田彦次郎 若林 資藏

佐藤鐵太郎 三井清一郎

藤田 主計 伊澤多喜男

男爵今枝 直規 坂西利八郎

川村 竹治 太田 政弘

男爵小畑大太郎 男爵中島久萬吉

男爵福原 俊丸 結城豊太郎

男爵有地藤三郎 男爵前田 勇

男爵淺田 良逸 男爵今園 國貞

今井田清德 男爵柴山 昌生

大橋 八郎 男爵高木 喜寬

男爵松尾 義夫 男爵井上 清純

男爵高崎 弓彦 男爵伊江 朝助

男爵大藏 公望 男爵北島 貴孝

男爵伊藤 文吉 男爵沖 貞男

男爵足立 豐 男爵奥田 剛郎

男爵關 義壽 男爵三須 精一

男爵松田 正之 男爵橋元 正輝

男爵渡邊 修二 男爵杉溪 由言

男爵岩村 一木 男爵山根 健男

男爵德川 喜翰 橋本圭三郎

竹越與三郎 倉知 鐵吉

坂野鉄次郎 小野寺長治郎

三浦 新七 宮田 光雄

黑田 英雄 室田 義文

川上 親晴 中川 小十郎

有賀 光豐 岡田 文次

赤池 濃 八田 嘉明

藤沼 庄平 松村 義一

大塚 惟精 吉田 茂

古島 一雄 樺山 資英

若尾 璋八 小坂 順造

大橋新太郎 藤山 雷太

堀 啓次郎 今井 五介

各務 鎌吉 龍川 儀作

森 平兵衛 板谷 宮吉

石川 三郎 小倉 正恒

松本 眞平 光永 星郎

門野幾之進 林 平四郎

根津嘉一郎 磯貝 浩

江口 定條 西本健次郎

名取 忠愛 久保市三郎

高島 順作 橋本辰二郎

武井覺太郎 磯村豐太郎

三橋 彌 金子元三郎

山隈 康 野村茂久馬

久恒 貞雄 久米田新太郎

油井 德藏 吉田羊治郎

細田安兵衛 鈴木 幸作

平尾喜三郎 松本勝太郎

濱口儀兵衛 佐々木八十八

田中德兵衛 辻 兵吉

三木與吉郎 大澤德太郎

山田仙之助 山本 米三

野村 德七 平沼 亮三

金成 通 風間八左衛門

青木才次郎 小野 耕一

大藪 守治 米原 章三

岩崎 清行 山上 岩二

出光 佐三 大西虎之介
氏家 清吉 河原田稼吉
加藤敬三郎 大竹 貫一

〔伯爵柳原義光君演壇ニ登ル〕

○伯爵柳原義光君 私ハ茲ニ上程サレマシ
タ度量衡法改正ニ關スル質問ニ關シマシテ、
提出者ノ一人ト致シマシテ簡單ニ其ノ趣旨
ノ在ル所ヲ御説明申上ゲタイト存ジマス、
御承知ノ通り現行度量衡法ハ、大正十年ノ
第四十四回帝國議會ニ於キマシテ改正法律
案ガ可決サレマシテ、同ジク十三年カラ實
施サレタモノデアリマスガ、當時ハ世界ガ
「メートル」法ニ統一サレルヤウニ考ヘテ居
リマシタガ爲ニ、我が國ニ於キマシテモ亦
此ノ世界ノ大勢ニ遅レテハ相成ラヌト云フ
所カラ致シマシテ、ソレニ從ハムトスル態
度デ同案ガ議會ヲ通過シタコトハ否定出來
ス事實デアアルノデゴザイマスル、然ルニ實
際世界ノ大勢ハ當時ノ豫期ヲ裏切ツテ居リ
マス、併シ我が日本ニ於キマシテハ、其ノ後
十數年間ハ將來「メートル」法專用ノ時代ヲ
夢ミツ、官民共ニ相當ニ努力ヲ致シテ參ッ
タノデアリマスル、勿論「メートル」法ハ科
學的方面ニハ長所ノアルコトハ否定スルコ
トノ出來ナイ事實デアリマスルカラ、此ノ
方面ニハ相當廣ク用ヒラレルヤウニ相成リ
マシタ、併シ我が日本ニ於キマシテハ、古
來慣用セラレマシタ尺貫法ガ儼然トシテ明

カニ存シテ居リマシテ、國民ノ間ニハ觀念
的ニ深く滲ミ込シテ居ルコトハ申ス迄モナ
イコトデアリマスル、又明治年間ニ入りマ
シテ、度量衡ハ尺貫法ヲ基本トシテ全國的
ニ確定サレマシテ、土地臺帳ヤ不動産登記
簿ノ如キモノハ、悉ク之ニ依ッテ整理サレテ
居ルバカリデナク、全國民ノ大多數ヲ占ム
ル所ノ農業關係ヤ、又日本建築ナドハ、之
ニ據ラネバ實際上出來ヌト云フコトハ蓋シ
過言デナイノデアリマスル、其ノ他現在國
民ノ日常生活ハ尺貫法ニ依ッテ極メテ圓滑
ニ、且便利ニ行ハレテ居ルノデアリマスル、
加之又尺貫法ハ古來ヨリ我が國ノ歴史ヤ、
我が國ノ文化ノ基調トナツテ居リマシタ關
係上、之ニ據ラナケレバ光輝アル大日本ノ歷
史ト、其ノ文化ノ眞ノ精神ヤ情操ハ得ラレ
ナイノデアリマスル、即チ肇國以來悠久約
三千年ニ近キ我が皇國大日本ノ氣分ヲ完全
ニ理解スルコトハ出來ナイノデアリマスル、
斯クノ如ク縱ニハ最モ長キ間ノ歴史ヲ有チ、
横ニ於テハ九千萬ノ國民ノ日夜慣用スル尺
貫法ヲ漸次「メートル」法ニ取替ヘ、遂ニハ
之ヲ廢滅ニ歸セシメヨウト云フヤウナコト
ハ、到底不可能ナコトデアリバカリデナク
其ノヤウナ考ヘ方ハ、我が皇國大日本トシ
テハ甚ダ好マシクナイコトト存ジマス、我々
ハ「メートル」法ヲ使用スルコトニ反對ス
ルヤウナ頑冥偏狹ナ考ヘ絕對ニ持ッテ居リ

マセヌ、大ニ世界ニ發展スルガ爲ニハ、世
界ノ長所ヲ採入レルコトハ是ハ當然致サネ
バ相成ラヌコトデアリマスル、併シ其ノ基
礎ガ固クナケレバ恰モ砂上ノ樓閣ニモ等シ
ク、誠ニ是ハ危險デアアルト言ハザルヲ得ヌ
ノデアリマスル、度量衡問題モ亦其ノ例ニ
漏レズ致シマシテ、「メートル」法ヲ使ッテ進
歩スル方面モアリマセウガ、ソレダケニ又
尺貫法ニ依ッテ日本固有ノ觀念ヲ益々鞏固
ナラシムル必要ガ痛感致サレルノデアリマ
ス、此ノ意味ニ於キマシテ日本ノ度量衡ト
シテハ、尺貫法ハ決シテ輕ク取扱ハル、ベ
キモノデハナイト確信致シマス、殊ニ茲ニ
輕々ニ見逃ガスコトノ出來ナイノハ、尺貫
法ガ國民生活ノ根源タル祭祀、即チ神祇ノ
御祭ト重大ナル關係ノアルコトデアリマス
此ノ事ハ調査會ノ答申ニ殊ニ明記シテアル
コトハ諸君御承知ノコトト存ジマスルガ、
斯ク國家トシテ最モ重大ナル關係ガアルノ
デアリマスルカラ、日本ノ度量衡トシテハ
尺貫法ハ決シテ他ノ如何ナル度量衡ヨリモ
輕ク取扱ハル、ベキモノデナイト固ク信ジ
マス、是レ質問趣意書ノ第二項ニ特ニ之ヲ
掲ゲタ所以デアリマスル、又今日ハ國家多
事多端ヲ告ゲテ居ルコトハ申ス迄モナイノデ
アリマスル、從ッテ又國民ノ負擔モ實ニ容易
ナラザルモノガアルノデアリマスル、斯カ
ル時機ニ際シテ度量衡ノ如キ、實際ノ生活

ニ織込マレタルモノノ變革ヲ企テテ、政府
及民間ノ負擔ヲ増シ、且之ニ伴ヒ種々ノ混
亂ヲ繁クスルガ如キハ、絕對ニ是ハ避ケネ
バナラヌコトト存ジマスル、殊ニ、殊ニ爲
政當局者ハ深く此ノ點ニ考慮ヲ拂ハレネバ
相成ラヌコトト確信致シマス、又外國貿易
ノ如キモ、其ノ八割餘ハ「ヤード」、「ポ
ンド」法ニ依ラネバナラヌ實情ニアリマス
カラ、輸出ヲ大イニ振興スルコトヲ最モ必
要ト致シマスル此ノ際此ノ時ニ於テハ、是
等關係アル産業ヲ「メートル」化スルコト
ハ、寧ろ是ハ不得策デアアルト信ジマス、斯
クノ如キ實情デアアルニ拘ラズ、現今ノ度量
衡法ハ、去ル昭和八年ニ第一期猶豫期間ヲ
五箇年間延期サレマシタガ、明年ハ早クモ
其ノ期限ガ茲ニ到來セムトシテ居ルノデア
リマスル、併シ國家的ニモ民間事業界ニ於
テモ、マダ其ノ準備ハ十分出來テ居ラズ、
殊ニ度量衡制度調査會ガ設ケラレマシテ、
度量衡制度ニ付根本的ニ再檢討ガ行ハレ
テ、我が國情ニ即シタル制度ガ樹立サル、
コトト相成ツテ居リマシタカラ、一般ニ準備
ヲ延バシテ居ッタノハ當然ノコトト存ズル
ノデアリマスルシ、而シテ其ノ調査會ハ四
年ニ互ル審議ノ結果、去ル一月ニ漸ク答申
案ノ可決ヲ見タノデアリマスル、其ノ答申
ニハ「現行制度ハ「メートル」法專用ヲ企圖
シテ居ルモノガ實施ノ成績ニ鑑ミ速ニ同法

ノ外尺貫法ヲ併用スルコトニ改ムルヲ可ト認ム」ト云フコトヲ明カニ決議サレタノデアリマスル、即チ從來ノ「メートル」法專用ノ主義ハ抛テラマシテ、尺貫法ヲ併用スルコトト相成ツタノデアリマスル、前ニ述ベタヤウニ日本ノ度量衡制度トシテハ、當然斯クナラネバ相成ラヌコトト考ヘマスルカラ、右調査會ノ決議ハ、衷心ヨリ私共ハ大イニ之ヲ喜ンデ居ル次第ナノデアリマス、尙調査會デハ、此ノ併用主義ハ特殊ノモノニ限ルトカ、又時間的ニモ經過的ニ當分ノ間ナドト云フノデハナクシテ、永遠ノ制トスベキデアルト云フノデアリマスルガ、是ハ祭祀トノ關係モアルコトデアリマスルカラ、尺貫法ハ日本ノ度量衡トシテハ永久ニ存續セラルベキモノト信ジテ疑ヒマセヌ、就キマシテハ其ノ併用ノ制ヲ如何ニ法文化スルカト云フコトニナルノデアリマスルガ、是ハ「メートル」法ヲ主トシ、尺貫法ハ日陰物扱ヒラシテ、從タル地位ニ置クト云フヤウナコトデアリマシテハ、前ニ述ベタヤウナ尺貫法ノ重要性ヲ忘レタモノト言ハザルヲ得ヌノデアリマスル、何トシテモ我が國ニ於テハ、古クヨリ一般ニ用ヒラレタ尺貫法ハ、制度上度量衡法ノ成文ニ「メートル」法ト相竝ンデ、明カニ規定サレナケレバ意味ヲナサヌコトト私ハ固ク信ジマス、元來度量衡法ハ、實際ニ使用セラル、モノヲ規定

シ、其ノ正確ヲ期シ、不正ノ使用ヲ取締ルト云フノガ同法ノ目的デアルト考ヘマス、何レノ方面ニ如何ナル度量衡ヲ使用スベキデアアルカト云フヤウナコトヲ、度量衡法規定スベキモノデハナイト存ジマス、是ハ極メテ簡單明瞭ノ問題デアッテ、敢テ論議ヲ要スル必要ナイコトト存ジマスル、既ニ度量衡制度調査會ニ於キマシテ前ノヤウナ答申ヲ可決シ、殊ニ祭祀ノ點ニ付テ迄言及サレテ居ルノデアリマスルカラ、政府ハ虚心坦懷ニ度量衡法改正法律案ヲ提出セラル、コトト、私共ハ固ク信ジテ居タノデアリマシタ、然ル處今日迄其ノ提出ヲ見ザルハ、如何ナル理由ガ伏在シテ居ルノデアリマシタ、我々ハ誠ニ了解ニ苦シム所デアリマシテ、此ノ法律改正ガ出來ヌ間ハ、本問題ハ決シテ安定ヲ見ナイノデアルト信ジマス、是レ本質問書第三項即チ教育ニ關スル問題デアリマスルガ、社會ノ實情ハ前述ノ通りデアリマスルシ、又歴史文化等、國民トシテノ情操涵養ノ上ヨリスルモ、尺貫法ハ極メテ重要デ必要デアリマスガ、近頃ノヤウナ方針デ尺貫法ノ觀念ガ薄ラグヤウデハ、將來ガ誠ニ憂慮ニ堪ヘマセヌ、實際國民一般ニ長ク使用サレテ居ル尺貫法ヲ教ヘテ、社會ナリ、家庭ナリノ實情ニ適應セシムルコトニ致シマスレバ、其ノ觀念ヲ得ルニモ

樂ナノデアリマスル、サウシテ一應實際ニ即シ、國情ニ適ツタ計量觀念ヲ習得セシメタル上ニ於テ、「メートル」法ノ觀念ヲ授クルコトニ致スノガ、即チ算術教授ノ趣旨ニモ合致スルコトト私ハ信ジマス、ソレデ昨年八月ノ質問書ニ對シテ、文部省ヨリハ調査會ノ審議ノ結果ヲ待チ、尙當時ノ質問ノ趣旨ニ付テモ十分考慮ヲ加フルヤウニ答辯サレテ居リマス、尙又過日豫算委員會ニ於テ某委員ノ質問ニ對シマシテ、木戸文部大臣ハ前記答辯ノ趣旨ハ全然同感デアルト申サレマシタガ、調査會デハ併用ノ主義ニ改ムベキデアルト答申ガアリマシテ、祭祀ヲ特ニ重要視サレテ居リマス以上、教育方針ノ根本的改造ガ必要ト考ヘマス、今更改メテ申ス迄モナク我が國ハ昔日ノ日本デハアリマセヌ、今後ハ益々内ヲ固メテ大イニ外ニ國威ヲ伸張セヌケレバナライ時節デアリマスカラ、度量衡法ノ如キ國民生活ニ即應スル實際問題ハ、改正スベキモノハ速カニ改正シテ、併用ノ主義ヲハッキリ確立サレテ、國民ヲシテ其ノ嚮フ所ヲ知ラシメ、併用ノ實ヲ舉グルコトガ最モ急務中ノ急務デアルト確信致シマス、現行法ハ其ノ儘ニシテ置イテ、他ノ方法ヲ以テ一時ヲ糊塗シテ、僅ニ尺貫法ヲ附隨的ニ認ムルト云フガ如キ姑息ノコトデハ、國民一般ノ不安動搖ヲ除クコトハ絕對ニ出來ナイト申スコトハ篤ト

御明察ヲ願ヒタイノデアリマス、是非トモ、成ルベク早キ機會ニ於テ、法律改正ノ舉ニ出デラレムコトヲ切望致シテ已マザル次第デアリマス、我々同志ノ者二十一名ニテ提案致シマシタ處、幸ニ同僚諸君大多數ノ御賛成ヲ得マシテ、茲ニ質問趣意書ヲ提出シ得ルニ至リマシタコトハ、誠ニ欣幸ノ至リニ堪ヘザル次第デアリマス、以上大體ノ趣旨ヲ御説明申上ゲマシタガ、政府ニ於カレマシテハ本問題ガ誠ニ廣キ關係ヲ有スル事柄デアルト云フコトヲ能ク鑑ミラレマシテ、十分御考査ノ上、書面ヲ以テ速カニ御答辯ヲ願ヒタイト存ジマス、尙重ネテ申シマスルガ、我々ガ國家ノ將來ノ爲ニ眞ニ憂慮致シマスル本問題ガ、速カニ解決致シマスルヤウニ、政府ニ於テ一層特ニ善處セラレムコトヲ祈ル次第デアリマス、長ラクノ間御清聽ヲ汚シマシタコトヲ、終リニ臨ンデ深く感謝致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一、陸上交通事業調整法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、橋本伯爵

(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ)

陸上交通事業調整法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月二十日

委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

(伯爵橋本實斐君演壇ニ登ル)

○伯爵橋本實斐君 只今上程ニナリマシタ法律案ノ特別委員會ニ於ケル經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、特別委員會ハ三回ニ互リ最モ慎重ニ審議ヲ遂ゲマシタル結果、三月二十日本案ヲ可決致シマシタガ、本案ハ重要ナル法律案デアリマスルカラ、質疑應答ノ模様ヲ申上ゲルニ先ダチマシテ、其ノ提案ノ理由ト法案ノ趣旨ヲ簡單ニ申述べマス、我が國陸上交通事業ハ近年非常ナル發達ヲ遂ゲマシタルト共ニ、其ノ半面事業相互ノ連絡統一ヲ缺キ、並ニ競争ノ弊甚ダシク、社會公衆ノ不便大ナルモノガアリマス、當業者モ夙ニ事業ノ調整ヲ希望シ、政府モ亦其ノ必要ヲ痛感シ來ツタノデアリマス、是レ本案提出ノ要アル所以デアリマス、之ニ依ッテ國家ハ大局的見地カラ計畫ヲ定メ、資本ノ浪費ヲ防ギ、需要者ノ便益ヲ増進シ、交通事業ノ堅實ナル發達ヲ期スルニアルノデアリマス、本法案ハ僅々十二箇條ヨリナル極メテ簡明ナル法案デアリマスルケレドモ、之ガ施行ノ曉ニハ我が國交通行政上、公益上、又經濟上至大ノ關係ヲ及スノデアリマシテ、案ノ根幹ハ何ト申シテモ本案ノ第二條ニ存スルノデアリマス、詰リ第二條ノ中

心ヲ成スモノハ、陸上交通事業調整委員會デアリマス、特別委員會ニ於テ鐵道大臣モ申サレマシタガ如ク、調整ニ關スル諸般ノ事項ハ皆此ノ調整委員會ニ諮問セラレテ行レルノデアリマス、而シテ此ノ重要ナル調整委員會ニ關シテハ、總テガ勅令ニ讓ッテアルノデアリマス、法案ノ適用事業ハ地方鐵道事業、軌道事業、及ビ自動車運輸事業デアリマシテ、其ノ他ハ追ッテ勅令ニ指定セラ、ノデアリマス、政府ガ調整ヲ行フ方法ト致シマシテ、最モ重要ナルモノハ會社ノ合併及設立デアリマス、此ノ合併並ニ設立ニハ勸告ヲ以テ之ニ行ヒ、第二條第二號以下ノ事業ノ讓渡、調整ノ區域、事業ノ種類、調整ノ範圍方法等ハ命令ヲ以テ之ヲ行フノデアリマス、以上ノ事項ハ何レモ法案第二條ニ規定シテ居リマス、第二條以下ノ規定ニ付キマシテハ之ヲ説明フ省略致シマス、本法案ハ御承知ノ通り衆議院ニ於キマシテ第二條及第十二條ニ字句挿入ノ修正ガ加ヘラレテ居リマスルガ、特別委員會ハ此ノ修正原案ヲ可決致シタ次第デアリマス、特別委員會ニ於ケル質疑應答事項ハ誠ニ多岐ニ互ッテ居リマスルカラ、其ノ中主ナルモノノミヲ申上ゲマス、先ヅ法案ノ適用範圍ハドウデアアルカト云フ御質問ガゴザイマシタ、第二條ハ公益ヲ圖リ、陸上交通事業ノ發達ニ資スル爲之ヲ調整スルコトアルケレドモ、

更ニ交通ニ關スル器材ノ調整、自動車道路ノ改良等ニ迄モ及ブ必要ガアルカドウデアアルカ如何デアアルカ、之ニ對シマシテ政府ハ調整法ニ依リ無駄ノ競争ヲ省キ、其ノ結果全力ヲ交通設備ノ器材ノ充實、其ノ他道路改良ニモ及ブコトガ出來ルケレドモ、本法直接ノ效果ト致シマシテハ、是等ハ目標ト致シテ居リマセス、本法以外ノ方法ニ依リテ此ノ目的ヲ達シタイト思フノデアアル、次ハ會社ノ合併又ハ設立ニ關シテデアリマス、會社ノ合併ハ法案ニ依レバ勸告ニ依リ、讓渡ハ命令ヲ以テ行ハル、ノハドウデアアル、等シク同ジヤウナ結果ヲ齎スニモ拘ラズ、一ハ勸告ニ依リ、一ハ命令ニ依ルハ權衡ヲ失スルデハナイカ、之ニ對シマシテ政府ハ、商法其ノ他訴訟法等法律關係上、合併ヲ命令ニ依ラシムルコトガ出來ナイ、又從來立法例モ左様ナモノハナイ、本旨ヲ申セバ合併モ命令ヲ以テ行ヒタイトデアアルガ、是ハ誠ニ已ムヲ得ナイ次第デアアル、又他ノ質問ハ民營會社ハ算盤ヅクデ合併ヲ希望スル、然ルニ調整ハ元々公益上ノ理由カラ起ルモノデアアル、若シ合併ニ依ッテ公益團體ノ利益ガ脅カサルルヤウナコトハナイカ、之ニ對シマシテ合併ノ起ルノハ當事者ガ現ニ無用ノ競争ヲ行ヒ、疲弊致シテ自ラ之ヲ欲スルヤウニナツテ居ル場合ガ多い、其ノ結果ハ公益ニモ合スル筈デアアル、唯合併ノ結果獨占ノ弊現ル、

ナラバ、是ハ監督法規ニ依ッテ嚴重ニ取締リタイ、次ハ交通調整委員會ニ關シテデアリマス、一委員ハ、本委員會ハ諮問機關デア、ル由デアアルガ、其ノ構成ガ内閣ニ置カレ、會長ハ内閣總理大臣、副會長ハ内務大臣、鐵道大臣ガ之ニ當リ、其ノ他關係各廳ノ高等官、貴衆兩院議員等カラ成ッテ居ル、從來ノ如ク此ノ委員會ガ御用委員ニ墮スルノハ誠ニ不可デアアル、故ニ寧ロ委員會民間ノ有識者ヲ委員長トシ、十分民間ノ意見ヲ公正ニ反映スルヤウニ致シタイトモノデアアル、自分ハ寧ロ調査委員會ハ委員會ノ下ニ、各地ニモ別ニ府縣ノ中心トスル別ノ委員會ヲ作り、其ノ議決ヲ調整委員會ノ參考ニ供スルコトガ適當デアアルト思フケレドモ、政府ノ考ハドウカ、委員會ノ構成ハ、各方面ニ意見ヲ反映セシムル爲、公正ノ有識者ヲ以テ網羅シ、努メテ御用委員會ニ墮スル弊ヲ避ケタイ、委員會ノ委員ノ構成ニ付テハ御趣旨ニ從ッテ慎重ニ選定スル積リデアアル、尙本件ニ關シテハ他ノ委員ヨリモ既設ノ鐵道會議ノ例ヨリ見ルナラバ、鐵道關係ノ官吏出身者ガ多いガ、民間事業ニ關係ガアリ、又公益團體ニモ關係ガ深い故ニ、是等ノ方面ノ有識者ヲモ選定シテ委員ニスルコトガ必要デアアルガ、御考ハドウデアアル、之ニ對シテ、調整委員會ノ構成ハ種々ノ觀點カラ研究シナケレバナラス、關係各省トモ

能ク相談致シテ、成ルベク御趣旨ニ合フヤ
ウニ致シタイ、尙委員會ノ權限ニ付キマシ
テ質問ガゴザイマシタ、本委員會ハ執行機
關デハナク諮問機關デアル、法案ノ發動、
運用ニ關スル諸般ノ事項ノ審議機關デア
ル、所謂御用委員會ニ墮セザルヤウニ注意
ヲシテ欲シ、之ニ對シマシテ政府モ重要
ナ案件ノ審議ニハ或ハ白紙ヲ以テ臨ミ、其
ノ議ヲ經テ案ヲ作ッテ研究シタイ、斯ウ云フ
答辯ガゴザイマシタ、調整ニ於ケル國有鐵
道ノ立場ニ關シテノ質疑ガゴザイマシタ、
東京市ニ於ケル交通事業ノ分布情況カラ見
ルト、國鐵即チ省線ハ其ノ中心ヲナスケレ
ドモ、調整上ノ立場ハ如何デアルカ、又他
ノ委員ハ國鐵ノ幹線及國防上必要ナモノヲ
除イテハ、進ンデ調整ニ參加スルト言ハレ
ルガ、陸軍トシテハ國防上ノ見地カラ如何
ニ見ラレルカ、又他ノ委員ハ、國鐵幹線ハ、
調整ニハ無關係ナリトノ原則ガアッテモ、調
整ノ爲ニ地方鐵道ヲ國鐵ニ吸收スルコトノ
例外ハ認メラルベキデアルガドウデア
ルカ、是等ノ質問ニ對シマシテ、國鐵ノ幹
線及軍事上必要ナ線ハ、原則トシテ調整ニ
參加シナイケレドモ、其ノ他ノ地方的ノモ
ノハ、進ンデ交通事業ノ調整ニ喜ンデ參加
スル積リデア
ル、又陸軍當局ノ意見ト致シ
マシテハ、陸軍ハ國防上ノ見地カラ、交通
機關ノ情況ニ常ニ關心ヲ持ッテ居ル、從ッテ

之ガ改善發達ニ付テ、關係各省ト連絡ヲ取
ル爲ニ、本法案モ此ノ意味ニ於テ目的達成
ノ一途ニア
ルノデア
ル、調整ニ依ッテ軍需器
材、人馬ノ輸送ニ貢獻スルコトト思フ、東
京市ニ於ケル山手線ノ如キモ、有事ノ際ハ
大イニ役ニ立ツコトト考ヘルケレドモ、平
時ハ民衆ノ利益ニ供シテ一向差支ナイ、又
國鐵ノ民營ニ入ルコトハ、少クトモ山手線
ニ付テハ起ラナイコトト思フ、斯ウ云フ答
辯ガゴザイマシタ、尙一路線ノ營業方針ニ
付テ、種々質疑應答ガ行ハレタノデアリマ
ス、本件ニ付大臣ハ本會議ニ於テモ聲明セ
ラレタケレドモ、從來ノ情況ハ必ズシモ忠
實ニ此ノ原則ガ守ラレテ來テ居ラナイ、將
來之ヲ固ク御守リニナル積リガアルカ、之
ニ對シマシテ、原則トシテハ固ク守ル積リ
デア
ル、故ニ本法實施ノ曉ハ、一層注意ヲ
加ヘテ行キタイ、但シ已ムヲ得ザル例外ノ
場合モ起リ得ルコトハ御了承ヲ願ヒタイ、
又他ノ委員ハ、從來歷代ノ鐵相ハ此ノ聲
明ヲ爲シテ居ラレルケレドモ、常ニ事實
ハ反對ノ現象ヲ生ジテ居ル、此ノ不安ヲ
除ク爲ニハ、進ンデ此ノ主義ヲ法文化セラ
レテハドウカ、之ニ對シマシテ、本法案ノ成
立スル時ハ此ノ原則ハ破ラレルコトガナイ、
但シ先程モ申上ゲマシタ通り、已ムヲ得ザ
ル例外ノ場合ハ已ムヲ得ナイ、次ハ省營、バ
スノ件デアリマス、之ニ關聯シテ「バス」營

業ハ民營ガ宜シイカ公營ガ宜シイカ、省營
「バス」營業ハ民營壓迫ニハナラナイ、民營
ト省營「バス」トハ自ラ其ノ目的ヲ異ニスル
ガ故ニ、竝行シテ存在スルコトガ可能デア
ルト思フ、唯重複スルモノニ付テハ調整法
ノ趣旨ニ從ッテ、雙方何レカニ對シテ融合ス
ルコトニ致サウ、又一委員カラ、根本問題
トシテ將來進ムベキ方針ハドウダ、民營カ
省營カ、之ニ對シマシテ、民營ガ立派ニ商
賣ニナル地方ハ民營ニ委セ、將來鐵道敷設
地ニシテ、未ダ交通量ガ少イケレドモ、公
益上ノ必要カラシテ、而モ民營「バス」ノ營
業困難ナルヤウナ土地柄ニ對シテハ、省營
「バス」ヲ行フ方針デア
ル、又之ニ關聯致シ
マシテ、交通事業調整ノ結果、交通事業ハ
公營ガ宜シイカ民營ガ宜シイカト云フ根本
問題ニ關シマシテ、委員カラ政府ノ方針ヲ
質シマシタル處、鐵道大臣ハ此ノ問題ハ全
ク白紙デ臨ミタイ、豫メ甲カ乙ニ定メテ行
ク場合ニハ無理ガ生ズルカラデア
ル、又此
ノ點ニ付キマシテ内務當局ノ御所感モ承リ
タイト云フ間ニ對シマシテ、抽象的ニハ公
益ニ關係ノアル交通事業ハ公營ガ宜シイノ
デア
ル、併シ具體的ノ場合ニ於テハ、個々
ノ事情ヲ考察シテ白紙ヲ以テ決定シタイ、
斯ウ云フ答辯ガゴザイマシタ、終リニ、政
府案ニ對シテ衆議院ガ修正シマシタ點ニ對
スル質問ガゴザイマシタ、即チ第二條ノ兼

營ノ意義ニ付テデアリマス、兼營ハ形式上
ハ別個ノ形態ヲ成スモノヲ謂フ、即チ本來
ハ獨立ノ收入ヲ以テ營業シテ行カレルヤウ
ナモノヲ謂フノデア
ル、是ガ政府ノ見解デ
アリマス、又第十二條ノ處分ヲ爲スコトニ
付、衆議院ニ於テ修正シテ、先ヅ調整委員
會ニ諮ッテ後處分ヲスル、斯ウ云フ點ハソレ
デ宜シイノカ、之ニ對シマシテ政府ハ、原
案ハ委員會ニ諮ラナイデ處分セシメルノガ
宜イト思ッテ居ッタノデア
ルガ、衆議院ハ、
他ノ勸告デア
ルトカ命令デア
ルトカ、其ノ
他ノ處分ヲ行フノニ豫メ委員會ノ議ニ付シ
テ居ル、行政上處分ヲスル時ニ矢張り委員
會ノ議ニ掛ケタガ宜シイト云フ主張ガ強
カッタノデ其ノ儘ニナッテ來タ、若シ貴族院
ニ於テ之ニ同意セラレルナラバ政府モ本修
正ニ同意デア
ル、斯ウ云フ答辯デア
リマシ
タ、尙調整ノ結果ハ、統一ノ餘リ自動車ノ
數量ヲ減少スルヤウナ心配ハナイカ、是ハ
調整ノ結果左様ナコトハナイ、寧ロ無用ナ
競争ヲ排除スル結果餘裕ヲ生ズルカラ、其
方ノ方カラ寧ロ車輛ノ數量ガ殖エルヤウナ
コトニモナルカト思フ、斯ウ云フヤウナコ
トデア
リマシタ、斯クテ質疑ヲ打切リマシ
テ討論ニ入リマシタル處、數名ノ委員カラ、
詳細ノ點ニハ尙疑點ガ多イケレドモ、主要
ナ部分ニ對スル政府答辯ト誠意アル言明ニ
信賴シテ本案ニ賛成スルト、賛成ノ意見ヲ

表明セラレ、交通事業ノ調整ヲ行フ場合ニ

ハ、成ルベク省營モ調整ノ範圍ニ加ヘラレ

タイ、調整委員會ノ構成ハ官吏ヲ主トセズ、

公正ナル立場ニ在ル有爲ノ人々ヲ以テ委員

ニ選定スルコト、調整委員會ハ形式上ハ諮

問機關デアルガ、法案ニ於ケル建前ハ重要

ナ地位ヲ占ムルカラシテ、運用上ニハ特ニ

注意セラレタイ、一路線一營業制ノ根本方

針ヲ確立シテ、半面之ニ伴ッテ起ル獨占ノ弊

ヲ避ケルコト、省營「バス」ノ新運轉ニハ成

ルベク専用道路ニ依ッテ運轉シ、且民營ノ壓

迫ヲ極力避ケラレタイ等ノ希望ヲ種々述ベ

ラレマシタガ、之ニ對シテ鐵道大臣カラ、

御希望ノ點ハ十分注意シテ之ガ達成ニ努力

スルト云フ言明ガゴサイマシタ、採決ヲ致

シマシタ處、全會一致ヲ以テ衆議院ノ修正

ヲ含ム原案ニ可決致シマシタ、此ノ段御報

告申上ゲマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言ガナ

ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二

讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會

ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題

ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通リ

デ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會

ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通

リデ御異議ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイトモ

ト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、工作

機械製造事業法案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會ノ續、委員長報告、委員長溝口伯

爵

工作機械製造事業法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十三年三月二十日

委員長 伯爵溝口 直亮

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

(伯爵溝口直亮君演壇ニ登ル)

○伯爵溝口直亮君 工作機械製造事業法ハ

一昨二十日午前ヲ以テマシテ委員會ニ於テ

可決致シマシタ、其ノ間數回ニ互リマシテ

質問應答ガゴザイマシタ、其ノ主要ナル點

ヲ御紹介致シマス、ソレニ先ダチマシテ、

工作機械事業法案ニ付キマシテハ主管大臣

ヨリ本議場ニ於テ提案ノ理由等ノ御説明ガ

ゴザイマシタガ、極メテ簡單ニ且主要ナル點

ヲ申上ゲマスト、工作機械製造事業ト云フ

モノハ總テノ工業ノ基礎ヲスルモノデアッ

テ、國防ノ整備、産業ノ發達ヲ期スル爲ニ

ハ最も必要デアルカラシテ、之ガ確立ヲ圖

ルコトハ現下内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ極メ

テ緊要ナコトデアアルカラシテ、本法ヲ制定

シ、是等事業ノ保護助成及指導監督等ニ必

要ナルコトヲ規定スルト云フノガ根本ノ主

旨ニナッテ居リマス、尙本法ニ於キマシテ工

作機械ト申シマスルノハ、ドウ云フコトカ

ト申シマス、大體旋盤、「ボール」盤、「フ

ライス」盤、研磨機、其ノ他ノ總テノ工作機

械ヲ含ンデ居リマス、尙本法ニ於キマシテ

工作機械製造會社ト申シマスノハ、大體工

作機械ヲ二百臺以上ヲ備ヘテ居リマス比較

的大キナ會社ヲ申シマスノデ、只今ノ處本

邦ニハ之ニ該當スル會社ガ六ツゴザイマス、

其ノ他ハ本法ニ於テ製造會社ト稱スルモノ

以外デゴザイマス、是ヨリ質問應答ノ主ナ

ル點ヲ申上ゲタイト存ジマス、第一ハ、一

委員ヨリシテ本法ノ保護獎勵ハ大會社ニ厚

クシテ中小工業者ニ薄イ憂ハナカラウカ、

此ノ點ニ於テハ政府ニ於テハドウ御考ニナ

ルカ、元來重工業ト違ヒマシテ此ノ工作機

械ト云フモノハ、極メテ小規模ナル設備ヲ

以テ製造致シマシテモ、量ニ於テハ僅カデ

ゴザイマスガ、優良精密ナル機械ヲ製造ス

ルコトガ出來ル特質ヲ持ッテ居ル工業デゴ

ザイマス、サウスレバ此ノ中小、殊ニ小工

業者ヲ保護スルコトガ非常ニ必要デハナカ

ラウカト云フ御問ニ對シマシテ、政府當局

ヨリ、ソレハ誠ニ御尤ナコトデアアル、本法

第二十二條以下ノ規定ハ、此ノ大會社ノミ

ナラズ中小工業者ニ對シテモ總テ均霑スル

外ニ、尙將來機械ノ國家檢定ノ機關ヲ設ケテ、

之ニ依ッテ優良ナルモノハ商工省ニ於テ檢定ヲシテソレノ刻印ヲ付ケル、サウスレバ無名ナル作家ト雖モ……無名ナル製造業者ト雖モ、ソレニ依ッテ大會社ト同等若シクハ以上ニ市中ニ販賣スルコトガ出來ルシ、又註文其ノ他ニ於テモ十分出來ルコト思フカラ、是等ノ諸點ニ於テ政府ハ中小工業者ニ對シテモ十分保護スルコトヲ考慮シヨウト云フ御答デゴザイマシタ、ソレカラ第二ノ御質問ハ、本法ニ於テ一體此ノ工作機械製造ト云フモノガ戰時若シクハ事變ノヤウナ此ノ異常ナル時ニ急ニ必要ガ起リ、將來平時狀態ニ復シテ總テノ產業ガ常態ニナッテ來マスルト其ノ需要ガ減リマス、從ッテ戰時急ニ其ノ設備ヲ増大シ、若シクハ諸種ノ此ノ多量ノ生産ノ設備ヲシタ場合ニハ、平時狀態ニナリマスト其ノ設備ガ動かナクナリ、若シクハ收益ガ非常ニ減ルト云フヤウナコトデ、會社ガ設備ノ増設若シクハ擴張ト云フコトヲ容易ニ肯ジナイノミナラズ、又肯ジテモ常態ニ復スル時ニ大變更ガ起ッテ、ソレガ爲ニ經濟界ニ惡影響ヲ及スコトガナイトモ言ヘマセヌノデ、從ッテ成ルベク此ノ需要ノ激増シテ居ル際ニ償却ヲ餘計ニサシテ、ソレニ依ッテ將來常態化シタ場合ニ急激ナ變動ノ來ルノヲ防ガウト云フ爲ニ、本法ニ於テ此ノ償却ノ規定ガ設ケテアリマス、ソレニ付テ或一委員ヨリシテ、誠ニ是ハ結構ナコト

デアル、ガ動モスレバ大藏省ニ於テ此ノ償却ヲ餘計スルト云フコトハ脱税ト云フ意味デナクッテモ、少クモ不當ノモノトシテ指摘サレルヤウナ場合ガアル、是ハ本工作機械製造事業ノミナラズ、總テノ事業ニ於テ戰時若シクハ事變ニ際シテ急ニ膨脹シ、平常化スルトソレガ又縮小スルヤウナ工業ニ於テハ常ニ起ル現象デアルカラシテ、此ノ點ニ於テハ商工省ハ大藏當局ト十分御了解ニナッテ、御話合ニナッテ居ルコト思フガドウデアルカト云フ質問ニ對シテ、商工當局ヨリハ本件ニ關シテハ、大藏省ノ主稅局其ノ他ト大體ニ於テ理解ヲ遂ゲテアルト云フ御答デゴザイマシタ、尙次ニソレニ關聯致シマシテ、大體ニ於テ政府ノ此ノ法案ガ各省ニ、總テ聯繫スル事項ヲ含マナイモノハ殆ドナイ、然ルニドウモ其ノ間ノ連絡ガ十分デナクッテ、折角實施スル場合ニ於テ各省ノ間ニ意見ノ相違ヲ起シテ、實施ガ圓滑且所期ノ目的ヲ達スルガ如ク行カナイ場合ガ是迄ドウモアツタヤウデアルカラシテ、此ノ點ニ於テハ政府ニ於テ十分御考ニナッテ、各省ノ聯繫ヲ密ニシ、方針ヲ確定シテ、法律ノ實施ニ當ッテ決シテソナハ齟齬其ノ他ノナイヤウニシテ、十分ナル所期ノ目的ヲ達成スルヤウニ努メラレタイト云フ御問ニ對シマシテ、政府當局ヨリ此ノ點ハ十分考慮シテ、立法ニ當ッテモ、尙其ノ運用ニ當

テモ、決シテ政府部内ノ意見ノ相違、其ノ他色々ナ事情ニ依ッテ圓滿ナル實施及所期ノ目的ノ達成ニ不都合ヲ來サナイヤウニ、十分努メルト云フ御答デゴザイマシタ、ソレカラ其ノ次ニハ只今工作機械等ガ、量ニ於テハ勿論非常ニ少イガ、實ニ於テモ歐米先進國ニ比シテマダ其ノ水準點迄達シテナイモノアルガラウガ、本邦ニ於テ全然出來ナイ工作機械ハアルカ無イカト云フ御話デゴザイマシタ、ソレニ對シテ説明員ヨリ、マダ十分ナモノガ出來ナイノガ「タレット」旋盤、傘齒車齒切盤、其ノ他數種アルト云フ御答デゴザイマシタ、其ノ次ニハ國家非常時ノコトヲ考ヘテ、工作機械ト云フモノヲ、工作機械製造會社其ノ他ニ於テ、豫メ準備ヲシテ置ク必要ガアリハシナイカ、ソレ等ノ點ニ於テハ政府デドウ御考ニナルカト云フ御問ニ對シマシテ、當局ヨリハ、ソレハ國家總動員法其ノ他ニ於テ顧慮サレルコト考ヘルガ、本法ニ於テハ單ニ工作機械製造ニ關スル保護助長及指導監督、サウ云フコトヲ考ヘテ作りマシタ法案デアルカラシテ、本法ニ於テハ左様ナコトハ餘リ顧慮シテナイト云フ御答デゴザイマシタ、其ノ他尙色々ゴザイマスガ、ソレハ後ニ至リマシテ配付サレマス速記録ニ付テ御承知願ヒタイト存ジマス、尙之ニ付キマシテ一ツ申上ゲタイノハ本質問應答ノ際ニ、商工大臣及商工省ノ政府委員

竝ニ説明員等、極メテ率直且眞摯ニ御答ヘ下サイマシテ、之ガ爲ニ本委員會ノ進捗ニハ非常ニ都合好ク且迅速ニ運ビマシタコトハ、委員一同ガ非常ニ満足シテ居リマス所デゴザイマス、以上ノ如キ質問應答ヲ終リマシテ、二十日ニ討論ニ入りマシタ、數委員ヨリシテ、本法ハ現下ノ情勢ニ於テ極メテ必要デアル、從ッテ本法ヲ可決スベキモノト考ヘル、併シナガラ總テ是等ノ法律ト云フモノハ、工作機械ヲ急速且多量ニ製造シヨウト思フト、大會社ノ保護助成ニ偏重スル憂ガ起リ易イコトデアルカラ、此ノ點ニ付テハ政府ニ於テ十分御考ヲ願ヒタイト云フ趣旨ニ於テ、贊成ノ意見ヲ述べラレマシタ、政府當局ヨリモ此ノ點ニ於テハ十分考慮シ、御希望ニ副フヤウニスルト云フ御答ガアリマシタ、次イデ採決致シマシタ處、全員一致本法ハ可決スベキモノト認メマシテ可決致サレマシタ、尙ソレト同時ニ次ノ希望決議ヲ可決致シマシタ、之ヲ只今朗讀致シマス

一 政府ハ本法ノ實施ニ依リ工作機械ヲ急速且大量ニ生産セムコトヲ所期スルノ結果特ニ大規模經營者ヲ偏重スルノ弊ニ陥ルノ惧ナシトセス政府ハ宜シク事業ノ現狀竝ニ將來ニ鑑ミ中小工作機械製造業者ニ對シテモ充分ナル保護獎勵ノ方途ヲ講シ以テ本法制定ノ趣旨

ヲ達成セラレンコトヲ望ム

二 大規模經營者ハ勿論中小製造業者ヲ

シテ優良精密ナル工作機械ノ製造ヲナ

サシメ且ツ之ガ獎勵助成ヲナス爲メ政

府ハ速カニ諸工作機械器具等ノ國家檢

定制度ヲ確立セラレンコトヲ望ム

以上ノ希望決議モ併セテ可決致シマシテ、

本案ハ可決スベキモノト云フ委員會全員一

致ノ決議デゴザイマス、右御報告申上デマ

ス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言ガナ

ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二

讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ

カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會

ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題

ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り

デ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會

ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通

リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、兵役

ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ

陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱

ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、

日程第四、昭和十一年勅令第二十一號廢止

法律案、政府提出、各第一讀會ノ續、委員

長報告、是等ノ二案ヲ一括シテ議題トスル

コトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス、委員長菊池男爵

兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事

變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモ

ノ身分取扱ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十三年三月二十日

委員長 男爵菊池 武夫

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十三年三月二十日

委員長 男爵菊池 武夫

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔男爵菊池武夫君演壇ニ登ル〕

○男爵菊池武夫君 兵役ノ義務ナカリシ者

等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セ

ラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律案、

外一件ノ特別委員會ノ經過及結果ヲ報告致

シマス、去ル二十日午前十時十分、委員長

及副委員長ノ選舉ヲ終リマシテ、直チニ兩

案ノ審議ヲ開キマシタ、先ヅ陸軍政務次官

カラ、本案提出ノ理由ニ付詳細ニ互リ説明

ガゴザイマシタガ、要約致シマスレバ、徵兵

検査ヲ受ケル以前ニハ、學校ニ在學中又ハ

外國在住等ノ爲ニ、徵集延期ヲセラレタル

モノガ少クアリマセヌ、從ツテ徵集ノ際ニハ

年齡ガ一定セヌノデゴザイマス、サウシテ

在郷軍人トナリマシテ滿四十歳ニ達スレ

バ、兵役ノ關係ガ失ハレルノデアリマス、

是等兵役ノ義務ガナクナツタモノ、又ハ國民

兵役ニ入ツタモノヲ、兵籍ノ中カラ抜キ去ル

ノデアリマスガ、是等ノ在郷軍人中カラ召

集ヲ致スノデアリマス、處ガ是等ノ兵籍ノ

除去、即チ抜キ去ル業務ニ誤リヲ致シマシ

テ、召集ヲセラレタ者ガ出來タノデゴザイ

マシテ、斯様ナ法律ヲ拵ヘテ之ヲ救済スル

必要ガ生ジタノデアル、是等ノ數ハ召集全

員ニ比シマスレバ至ッテ少數ニ過ギマセヌ

ガ、誤ッテ召集ヲ爲シタル者ハ、判明次第召

集解除ヲ致シテ居ルノデアリマス、併シ

出征中ノ者ハ其ノ調査ガ容易ニ出來ヌノデ

アリマシテ、又假令判明致シマシテモ作戰

行動中デアリマスノデ、召集ヲ解除シテ歸

郷セシムルト云フコトガ容易デナイノデア

リマス、ソコデマダ若干殘ッテ居ル次第デア

ル、是等ノ人々ノ身分ヲ定メテ置キマシテ、

軍人トシテノ名譽ヲ保持セシメ、恩給、恩

賞等ノ基礎ヲ確立セシメタイト云フ趣旨カ

ラ、此ノ法案ヲ提出シタノデアルト云フコトデゴザイマシタ、次イデ質疑應答ニ入りマシテ、問、誤ッテ召集セラレタル者ハ如何ナル階級ガ多カッタノカ、答、誤ッテ召集セラレタ者ハ極メテ少數デアリマスガ、各階級ニ互ッテ居ル、問、誤リノ原因ハ召集令狀發送ノ事務ヲ取扱ッタ者カ、市町村役場ヤ警察等ノ者デアッタノカ、其ノ責任者ハドウ云フ處罰ヲ受ケタカ、答、召集事務ヲ取扱フ聯隊區司令部ニ於テ兵籍ヲ整理スル者ノ誤リデアッタノデアル、ソレ等ノ者ニ對シテハソレ／＼處分ヲシテ、又二月十一日ノ懲罰免除ノ恩典ニ浴シテ居ル次第デアル、問、聯隊區ノ事務ハ複雑多岐デアルニ拘ラズ、其ノ人ガ少ク、經費不足ノ爲ニ斯ウ云フ問題ヲ惹起シタノデハナイカ、答、陸軍ノ行政官ガ大體經費不足デアル、殊ニ聯隊區司令部ハ召集事務バカリデナク、銃後ノ後援、事變後ノ傷痍軍人對策ノ事務、遺家族ノ救濟事務ナド多方面ニ互ッテ居リマスカラ、今後之ガ擴充計畫ハ考慮スル必要ガアルト思フ、問、兵役、役種及其ノ年限ノ起算點ナド餘リ複雑ナラズヤ、又立法技術ヲ以テ之ガ運用ニ融通性ヲ認メル必要ハナイノカ、答、聯隊區司令部ノ擴充ニ關スルコトハ、目下考究中デアリマス、兵役ノ種類、年限、起算點等ニ關シマシテハ、一般兵役法ニ互ッテ考究スベキモノト考ヘマス、將來適

當ノ方法ヲ講ジマシテ、執務者及應召者ノ迷惑ニナラスヤウニ研究致シタイト思ヒマス、又立法技術ノ運用ニ依ッテ、是等ノ問題ノ起ラナイヤウニ檢討ヲ加ヘタイト思ヒマストノ答デ、速記ヲ止メテ數字ノ詳細ナル説明モゴザイマシタ、又一議員カラ、問、日清、日露ノ戰役ニ同様ノ問題ハナカツタノカ、答、今回ガ初メテデアリマス、應召者ガ多數デアツカラト思ヒマス、又一議員カラ、問、誤ッテ召集セラレタル者ノ希望、即チ志願ニ依ッテ其ノ儘服役セシムル意思ナリヤ否ヤ、答、判明次第召集解除スルノデアリマスガ、目下戰地ニ在ッテ其ノ運ビニ參リ兼ねル者ガ少數ナガラ殘ッテ居ルノデアリマス、問、學校在學ノ故ヲ以テ徵集延期ヲセラレテ居ル者ガ、事實通學シテ居ナイ者ガアル、軍ハ如何ナ監督ヲシテ居ルノカ、答、通學ノ事實ガナケレバ嚴重ニ處分ヲ致シマススト云フ意味ノ御答デアリマシタ、大體右ノ如ク質問ヲ終了致シマシテ、討論ヲ用キズシテ採決ニ入リマシテ、全會一致可決致シマシタ、詳細ナルコトハ速記録ニ依ッテ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス、次ニ昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案ノ委員會ハ、引續キマシテ審議ニ入りマシタ、陸軍政務次官ヨリ本法律案、昭和十一年二月二十六日事件ニ於テ、迅速ニ處理ヲセシメ、軍内外ノ安寧ヲ保持スル爲ニ、

緊急ノ必要カラ帝國憲法第八條第一項ニ依ツテ公布セラレタノデ、此ノ緊急勅令ヲ同年五月ノ第六十九議會ニ提出シテ承諾ヲ得タノデアリマシタガ、爾來東京軍法會議ニ於キマシテハ、繫屬ノ事件ハ總テ處理ヲ完了シ、軍法會議ハ最早存置ノ必要ナキニ至リマシタノデ、之ガ廢止ニ關スル法律案ヲ提出致シタ譯デアルトノ説明デアリマシタ、之ニ對シテ一議員カラ、問、當時刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ中デ、其ノ執行ヲ延期セラレタル者ガアツタガ、其ノ理由ハドウ云フ譯カ、答、引續キ取調ヲナス必要ノアツタ者ニ關シテ其ノ執行ヲ延期シタダケノコトデアツタ、今デハ萬事濟シテ居ルト云フ意味ノ答デゴザイマス、次イデ一委員カラ祕密會ヲ要求シテ、陸軍大臣トノ間ニ種々質疑應答ヲゴザイマシタ、是ニテ質疑ヲ終了シ、討論ヲ用キズシテ、採決ニ入リマシテ、全會一致原案ヲ可決致シマシタ、右報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二議會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大寺吉光君 直チニ兩案ノ第二議會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長（伯爵松平賴壽君） 西大路子爵ノ勳議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認メマス

○議長（伯爵松平賴壽君） 兩案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長（伯爵松平賴壽君） 西大路子爵ノ勳議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認メマス

○議長（伯爵松平賴壽君） 兩案ノ第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認

メマス

○議長（伯爵松平賴壽君） 次會ノ議事日程

ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、

本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時四十二分散會

